

2021年度九州修学旅行視察助成制度実施要綱

2021年4月1日

一般社団法人九州観光推進機構

(通則)

第1条 九州修学旅行視察助成金（以下「助成金」という。）の交付については、一般社団法人九州観光推進機構（以下「当機構」という。）会計規程及び福岡県補助金等交付規則（昭和33年3月1日福岡県規則第5号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この助成金は、第3条に規定する助成対象者が行う九州の修学旅行の視察に要する費用の内、当機構が必要と認めるものについて助成を行い九州の修学旅行プログラムを実際に視察する機会を促進することで、九州への修学旅行方面決定を訴求する機会となることを目的とする。

(助成対象)

第3条 助成対象は、下記のとおりとする。

(1) 学校関係者（九州外に所在する学校に限る。）が、九州への修学旅行を新たに行う事を検討するために必要な視察

* 行程確定後の下見として行う視察は除く。

* 学校関係者は年間1校当たり2名までの参加とする。

また、必要に応じて旅行会社社員も1名まで同行可能とする。

(2) 当機構会員旅行会社（以下旅行会社とする。）修学旅行担当者が九州方面を提案するために必要な視察

(助成条件)

第4条 この助成金の交付条件は、次のとおりとする。

(1) 原則として視察中に当機構担当者との意見交換・名刺交換の機会を設定する事

(2) 視察終了後、所定の様式（様式第6号）に定める報告書を参加者全員が提出する事

(3) 視察終了後、旅行方面が決定した際に、所定の様式に定める報告書（様式第9号）を提出する事

(助成額)

第5条 助成額上限は下記に定める通りとし、予算上限に達した時点で申請を締め切るものとする。

| 区分 | 助成対象 | 上限額 |
|---------------------------|---|--------------------|
| 学校関係者 *1校あたり1年度につき2名まで | 交通費（九州内交通費含む。）*注1 宿泊料 *注2 現地施設体験料・入館料 | 1人あたり 上限30,000円 |
| 旅行会社 *1支店1回1名まで | 交通費（九州内交通費含む。）*注1 宿泊料 *注2 現地施設体験料・入館料 | 1人あたり 上限30,000円 |

*注1 最寄りの新幹線駅及び空港から九州までの交通費及び九州内で移動に必要な交通費を対象とする。

(交通費はパック旅行等、低廉な方法を利用する。グリーン車等利用不可。)

*注2 宿泊料は助成上限を8,700円とする。飲食費に対して助成は行わない。
パック旅行の場合は当機構規程により助成額を算定する。

(助成金申請)

第6条 申請者は、助成金の交付を受けようとするときは、原則として視察実施の14日前までに助成金交付申請書(様式第1号)を当機構に提出しなければならない。
なお、旅行会社からの代理申請も可能とする。

(交付の決定及び通知)

第7条 前条の規定による助成金の交付申請について、当機構が交付することが適当と認める場合は、助成金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 当機構は、助成金の交付決定に当たり、必要な条件を付することができる。

(視察の変更・中止)

第8条 助成金の交付の決定を受けた者(以下「助成事業者」という。)は、当該交付決定を受けた事業(以下「助成事業」という。)の内容を変更または中止しようとするときは、助成金交付決定内容変更承認申請書(様式第3号)を当機構に提出し、当機構の承認を得なければならない。ただし、次に定める軽微な内容の変更の場合は、この限りではない。

2 前項にいう軽微な変更とは、以下の場合をいう。

- ・視察場所の変更・追加などに伴い、視察経費の内訳(体験料・入館料など)が変更になっても事前に申請した助成金額が変わらない場合
- ・視察の行程などが変更となり、視察経費の内訳(交通費・宿泊費など)が変更になっても事前に申請した助成金額が変わらない場合

(交付決定の取り消し)

第9条 当機構は、助成金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、助成金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

(実績報告)

第10条 申請者は、助成事業終了日の翌日から起算して14日以内に下記の書類を提出しなければならない。

- (1) 実績報告書(様式第5号)
- (2) 視察報告書(様式第6号) *参加者全員より提出を行うこと。
- (3) 視察の最終行程表
- (4) 助成対象となる経費の領収書等、申請者の支払いが証明できる資料

(助成金の額の確定)

第11条 当機構会長は、前条の実績報告の内容が交付決定の内容及び助成条件に適合すると認めるときは、助成金の額を確定し、助成金額確定通知書(様式第7号)により申請者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第12条 申請者は、助成金の支払いを受けようとするときは、助成金請求書(様式第8号)を提出しなければならない。

(助成金の支払)

第13条 当機構は、前条の実績報告が適当と認められるときは、助成金の額を決定し助成金を交付する。

(書類の保存)

第14条 申請者は、補助事業の実施に関する会計書類を、事業完了の日の属する年度の翌年度から5年間、保存しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めのない事項について疑義が生じたときは、申請者と機構が協議して定めるものとする。

附 則 この要綱の適用期間は2021年4月1日から2022年3月31日までとする。